

この種の「口説節」は瞽女（ごぜ）や願人坊主によつて全国に広められたため、各地の盆踊りには、国定忠治 鈴木主人・石童丸・那須与一などの物語を仕組んだ口説が残つている。

（参考文献、日本民俗事典、大塚民俗学会編）

## 八幡朝見神社の神楽記録について

小玉洋美

八幡朝見神社には『御神樂講記』および『御神樂講順番帳』と表記した記録が残つてゐる。前書は半紙九枚を袋綴じにした冊子で、寛政十二年（一八〇〇）から天保四年（一八三三）までの講元が書き継いだ記録。後のは半紙の横帳で、嘉永五年（一八五二）から慶応三年（一八六七）までの記録である。天保五年（一八三四）から嘉永四年（一八五二）まで十七年間の分が欠けているのは、『御神樂講記』の末尾の状況からみて破損欠落したものと思われる。

記載内容は両帳ともに講を実施した年月日と座元を勤めた神官の氏名・官名を書き継いであるが、『御神樂講順番帳』の方が詳しく述べてゐる。例えば『御神樂講記』には、つぎのように記してある。

文化元甲子 正月廿六日 内成 神尊 左京

一 同ニ乙丑正月廿六日 南石垣 佐藤近江正

一 同三丙寅正月廿六日 朝見神 常陸正

一 同四丁卯正月廿六日 内成 神尊伊賀正

卯月七日於北石垣八幡宮神請勤申候

つぎに『御神樂講順番帳』には

嘉永五  
一千子年

内成より受取  
加藤福太夫 様

一千子年 朝見神 淡路正

天氣能相勤申候

陸奥

同 六  
加藤福太夫 様  
朝見より受取  
福太夫

加藤 肥前 様  
天氣能相勤申候

同七

一甲寅年

肥前

大風並大雪 四寸斗ツミ

佐藤 近江 様

と記す。日付を記していないのは、表紙に「正月廿六日改」とあるから、最初の神陸奥正が記さなかつたのに準じたようである。また、初めの頁に次のように記してある。

一 御 酒  
一 着  
一 吸 物  
一 朝 飯  
一 夕 飯  
平 坪 汁 盆  
尤 本 脇

年々先例之通相勤可申上事

順送仕候

右によると、「朝飯」とあるので、座元の家に一泊したことがうかがえるが、「先例之通」に勤めることが強調されているのは、講のあり方を示している。一月二十六日の年一回の会合に出席できるのは、神職である社中

のみで、この日は講元の交代日でもあった。この席では神樂に関する話題が主とされたであろうが、講員相互の親睦と神職としての情報交換も行なわれたに違いない。

ところで、別府地域に神官による神樂講が結成されたのは『御神樂講記』の最初に

寛政十二庚申十一月十一日於□八幡宮祭礼之節ニ

神樂講相談仕相窮申候

享和元辛酉年正月廿六日

神 淡路正

□初座相勤申候並神樂要文相決候

壱 つ

一汁一菜

平 坪 汁 盆

と記されていて、享和元年（一八〇一）の正月二十六日に最初の神樂講が、朝見八幡宮の神淡路正の家で催され、そのとき神樂の要文を決めたことから知られる。同書には続いて次のような記述があるので、この頃から神樂講が開かれたのは確かであろう。

同二壬戌 正月廿六日

頭成

加藤佐渡正

天満宮九百年ニ付一月中旬神請御神樂修行之節

要文相窮候

さて、右に記された神樂の「要文」とはどのようなも

のであつたろうか。もちろん現在の亀川地区に伝わつてゐる八幡竈門神社の「かまど神樂」は、明治中期に中津町（現中津市）の神樂社から伝習した豊前系の岩戸神樂であるし、枝郷地区の「竹ノ脇神樂」は庄内町より伝習した豊後岩戸神樂であるから、直接には連続していない。制度上からも、神官による神樂講は明治初年に禁止されたので、別府地域には江戸時代の神樂は、そのままの形では残存していない。したがつて、現行の神樂に当時決めた「要文」を求めるのは無理であろう。

視点を変えて、江戸時代の当地域の神樂の演目を探ると、天保十五年（一八四四）に朝見八幡宮神主の神正保が記した『湯立一式仕方控』と慶応二年（一八六六）に同人が記した『湯立番組帳』があることに気付いた。（こ

こに記された共通の演目は「入増」「食物」「魔遂」「花之舞」「大神」「柴入」「掛答」「八尋手」「四天」「綱母」「湯邊拝」であるが、『湯立番組帳』には

「掛問」の次に「聖護」を記してある。そこでいま亀川地区に残る「かまど神樂」のうちの「岩戸前神樂」に、

これらの演目と類似した番付名を求めるが、「花神楽

（大潮舞）」「大神」「弓証護」などがある。しかし、演舞の仕方・所作についての共通点があるかどうかについては判断の材料がない。はやしに使用する楽器についてみると、「かまど神樂」は笛・太鼓・小太鼓・鉦を用いているが「湯立番組帳」には笛・太鼓・小太鼓のみで、鉦は記されていない。参考までに記すと、現在の豊前系神樂社では笛・太鼓の他に鉦を用いるのが普通で、小太鼓（締め太鼓）は使わない。はやしの調子は「かまど神樂」によく似ている。

さて、ここで豊後南部の臼杵藩に伝わっていた幣神樂をとりあげてみよう。臼杵市を中心に伝承されている三輪流（三重町では宮流）の起源は古い。同市熊崎鎮座の三嶋神社の社家の系図に「三嶋正俊、正保三年祇園社神樂役に就く。神幸道中、太鼓打も神樂所役として勤む」との記事がある。

「臼杵石仏地域の民俗」

臼杵市教育委員会昭和五三年

この神樂は着面の舞が少なく、現在の神樂社中には須佐之男命と山雷命の二面しかない。演目のほとんどは直面（素面）の舞で、鳥帽子・狩衣・袴を着装して、主に鈴

と幣・扇・太刀を執物とした舞が多い。番付は「柴入」

では。

「入坐」「太刀」「正護」「大神」「返閑」「四天」「柴引」「喰持」「綱切」の十番が伝わっている。これを

荒金の土に住む身は須佐之男の尊の教を守らざらめや  
というのがあり、また「大神」では

別府地域の神楽講の演目と較べると、「大神」「四天」「柴入」は同じである。また「入坐」は「入増」、「喰持」は「食物」、「正護」は「聖護」であることが理解できよう。もつとも番組名が同じだからといつても、演技、所作が同じとは断定できないが、類似性はあると思われる。

最後に、神楽講の結成された時期に決められた「要文」について、その手本となつたと思われる資料が八幡朝

宮川の底を流るる白玉を袖を濡らさで何と取るらん  
右の他に六首が伝わっている。これが江戸時代の別府地域の神楽の「要文」と同じであるという証拠はないが、今後の課題としたい。

## 唯一神道湯立行事

湯立 神樂の伝書

現在の三輪流神楽に伝わる神歌・祝詞に演目「正護」見神社に所蔵されているので紹介したい。これは写真に示すように『唯一神道湯立行事』と表記した袋綴じ十六枚の冊子である。伊勢流の湯立神楽が当地に伝わっていた証拠として、貴重な資料であることを強調しておきた。いうまでもなく、唯一神道は室町時代に京都の吉田神社の吉田兼俱が創始した唯一宗源神道のことである。これは本地垂迹説を中心とする両部神道に対し、唯一なる神道の根本を守る神本仏迹説として知られている。吉田家は江戸時代以前の神職の半ば以上を支配下におき神道界に君臨していた。

ところで、この筆写本には唯一神道の湯立行事の次第が詳細に記されており、文中の随所に「要文」が示されている。例えば湯立神樂の最後に笛ぼてを両手に持つて湯を振り散らすときの「要文」は

清久潔久波羅伊立流愛毛高天乃原奈礼波祓伊須津流毛  
阿良伊曾乃那美

右の歌を三度となえ、次に天清淨、地清淨、人清淨と唱えながら祓いをする記してある。残念なことに、先述の『湯立一式仕方控』と『湯立番組帳』には、このような神樂の「要文」は記されていないので、以上の記述も推測の域を出ないものである。会員の皆様のご批正をお願いしたい。

小藩の厳しい宿命、財政確保のために少々無理な地方支配が行なわれたことは各所に見られる。  
わざかではあるが各集落の世話方控や胆煎役（組頭）の旧家に残っている資料により少しづつではあるが解明されてきた。ただし、肝心な総生産の集計資料は残っていない。

久留島藩飛地鶴見は、江戸時代後期の頃までは、御門川（春木川）を挟んで北がわを北中村、南がわを鶴見村と呼んでいたが、俗に、北中、鶴見の両地区を合わせて、鶴見千石ともいわれていた。

手工業の中心地は鶴見村で、ここは太陽の恵みを充分に受ける斜面台地であるが、水の便が悪く水稻耕地に適さない荒地や雑木林が多くかつたからであった。

主要産物の第一に蝶の製品加工があげられる。鶴見村では、原料となるハゼの実を探るために植樹活動が盛んに行なわれ、特に、天保の改革後は急ピッチで進行した。小倉、竹之内、大畠、原、中組あたりの原野や山野は当然のこと、字境いの道路に至るまでハゼの木が植えられた。

## 久留島藩鶴見村の産業

安 部 作 男

豊後国速見郡鶴見村（現在の別府市大字鶴見）の農業の記録は、正確な資料として多く残されているが、手工業の記録や調査資料については皆無に等しい。しかし、